

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区白山浦1-  
238-6  
TEL/FAX  
025-288-6611  
市民の会年会費 1,000円

## 第23回口頭弁論

2018年5月28日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟の第23回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約50人が傍聴行動に参加しました。

### 原告の意見陳述

長野県北部に位置する中野市在住の涌井純生さんが原告の意見陳述をしました。

涌井さんは「中野市は果樹栽培や稲作が盛んで、エノキ茸生産は全国一を占めている。福島第一原発から220キロから250キロ離れているが、原発事故で放射能汚染が広がり、農産物の出荷を見合わせたこともあった。今年の5月18日、長野市のコシアブラ（山菜）から1キロあたり110ベクレルが検出された。7年経った現在も放射線に苦しむとは誰が想像しただろうか。中野市から約75キロしか離れていない世界最大級の柏崎刈羽原発に重大事故が起こった場合、当地の農産物に莫大な被害をもたらすことは、福島第一原発の被害実態を考えれば容易に想像できる」と訴えました。

### 弁護団からの主張

第23回口頭弁論から西森政一裁判長から菅野正二郎裁判長に交代し、弁論更新でこれまでの

争点を振り返りました。

伊東良徳弁護士は「本件原発は多数の問題を抱えており、福島原発事故の原因も未解明のままに、福島原発事故前と同様の書類上の論理で、福島原発事故を防げなかった被告に運転させてよいのか問われている」と訴えました。新潟県技術委員会では現在も福島原発事故の電源喪失が津波か地震なのか、地震によって1号機の配管が損傷したのではないかと議論が続いていること。本件原発の免震重要棟の耐震性が不十分で、5号機に緊急対策所を設けていることなど、本件原発が抱えるいくつかの問題点を説明しました。

高野義雄弁護士は新規制基準の活断層評価



原告の涌井純生さん（中央）が意見陳述



新潟地裁まで入廷行動



裁判前集会の様子

が妥当でないこと。東電の基準地震動の策定方法に問題があることを指摘しました。

和田光弘弁護士は中越沖地震で受けた本件原発の問題点を説明しました。原発に冷却水を送る再循環ポンプモーターケーシングの耐震安全性の計算を操作し、許容基準値ギリギリの数値から余裕のある数値へと引き上げたことや使用済み燃料プールの危険性、特定重大対処施設へのテロ対策がなされていないことを訴えました。

水内基成弁護士は避難計画の問題点を説明しました。原発が複合災害を起こした場合、避難をすることはできないと訴えました。

近藤正道弁護士は、東電の事故対応マニュアルの無視、ケーブルの違法敷設などの設計

管理の不備、福島原発事故後の対応、変わらぬ隠ぺい体質を指摘し、東電に原発を運転、管理する能力、資質がないことを強調しました。

## 市民の会の活動

市民の会の会員数は、現在、約千五百人を推移しており、会費納入者数は年々減少しています。新規サポーターの獲得が差し迫った課題になっています。

当初二千人の会費で財政を想定しており、この間、カンパによって財政が賄われてきました。新規サポーターの獲得と共にカンパを改めて皆様にお願います。

東京地裁で争われている東京電力福島原発刑事訴訟が大詰めを迎えており、年度内に結審と報道されています。市民の会主催で、新潟県内で報告集会を年内に予定していますので、詳細が決まりましたらサポーターの皆様にお知らせします。

### 第24回口頭弁論期日のご案内

日時：2018年9月18日（火）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

#### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2018年9月10日（月）午後5時（厳守）

#### (2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方にのみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

#### (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。**場所はいずれも白山会館（新潟市中央区一番堀通町1-1）**。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

#### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

## カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思っています。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願いします。